

平成27年度答申第1号

平成27年 4月21日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

### 個人情報の目的外利用について（答申）

平成27年4月21日付け松子第26号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 諮問事項

本市の子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る個人情報の目的外利用について

#### 2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

ただし、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の実施に当たっては、DV情報及び施設入所情報等にも十分留意するなど個人情報の適切な管理措置が講じられるよう、実施機関内はもとより受託事業者を含め指導することを求める。

#### 3 市の機関からの諮問内容

##### (1) 事業の名称

子育て世帯臨時特例給付金給付事業

(2) 事業の目的及び内容

消費税率の引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うものである。

(3) 個人情報を目的外利用する理由

子育て世帯臨時特例給付金給付事業の対象者を正確に把握するため。

(4) 個人情報の記録の対象者

〈支給対象者〉基準日（平成27年5月31日）において、平成27年6月分の  
児童手当（特例給付を含む。）の受給者及び要件を満たす者  
〈支給対象児童〉基準日（平成27年5月31日）において、平成27年6月分  
の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童

(5) 目的外利用する個人情報

子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る業務に必要な個人情報

① 児童手当の受給者及び支給対象児童の氏名、生年月日、性別、住所

(6) 個人情報を目的外利用する課

子育て支援課 児童給付担当室

(7) 個人情報を目的外利用する期間

平成27年5月1日から平成28年3月31日まで（予定）

(8) 業務を所掌する課（諮問課）

子育て支援課 児童給付担当室

以上